

議案第82号

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市立幼稚園の廃止並びに地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、条例の適用対象となる職員の範囲を改める等の必要があるによる。

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年福岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の適用を受ける」を「に規定する」に改める。

第3条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「給与条例別表第1教育職給料表(1), 教育職給料表(3)又は教育職給料表(4)の1級, 2級又は3級である」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。